

## 最低賃金法が変わりました

平成 20 年度 7 月 1 日施行

最低賃金制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能することが求められており、就労形態の多様化などに対応できるよう最低賃金法が改正されました。

### ▶ 最低賃金法とは？

賃金の低廉な労働者について、事業や職業の種類又は地域に応じて、賃金最低額を保障することにより、労働条件の改善や労働者の生活の安定、労働力の向上、事業の公正な競争の確保に役立て、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

### ▶ 改正の概要

#### 1 地域別最低賃金

- (1) 地域別最低賃金を決定する場合には、労働者の生計費（健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること）、賃金、賃金支払能力を考慮して定めることになりました。
- (2) 最低賃金以上の賃金を支払わなかった使用者に対する罰金額は長年見直しが行われておらず、貨幣価値の変動等により罰則の制裁の効果が低下していることから上限が 2 万円から 50 万円に引き上げられました。

#### 2 産業別最低賃金

産業別賃金は、最低賃金以上の賃金を支払わなかった場合について、最低賃金法の罰則は適用されないとし、これについては賃金の全額払違反の罰則（労働基準法第 24 条、罰金額の上限 30 万円）が適用されます。ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に地域別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金違反（最低賃金法第 6 条第 2 項・第 4 条第 1 項・第 40 条、罰金の上限額 50 万円）となりました。

#### 3 適用除外規定の見直し

①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、②試の使用期間中の者、③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち省令で定める者、④軽易な業務に従事する者、⑤断続的労働に従事する者、以上のような対象労働者について、都道府県労働局長の許可を受けたときは、最低賃金の効力についての規定は適当しないこととされていましたが、最低賃金のセーフティネットとしての機能を強化する観点から、その適用対象をなるべく広範囲なものとするのが望ましく、最低賃金を適用したほうが労働者保護に資することから、適用除外規定が廃止され、減額特例規定となりました。

減額特例は、使用者が都道府県労働局長の許可を受けた場合、労働能力その他の事情を考慮し、減額した額により最低賃金の効力についての規定を適用するというものです。

#### 4 その他改定

- (1)派遣労働者は、派遣先の事業場に適用されている地域別（産業別）最低賃金が適用されることになりました。
- (2)最低賃金額は法律上、時間額、日額、週額又は月額により定めることとされていましたが、就業形態の多様化等の観点から表示単位を最小の単位である時間額表示としました。
- (3)労働者は、最低賃金法又これに基づく命令の規定に違反する事実がある場合、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができるとし、使用者はその申告を理由として、労働者を解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされています。

### 最低賃金が変わります

平成20年10月25日改正

●地域別（神奈川県）最低賃金 1時間 766円 （効力発生年月日 平成20年10月25日）

●適用 神奈川県内の事業場で雇用されるすべての産業の労働者に適用されます。  
パートタイマー、臨時、アルバイト等の労働者にも適用されます。  
ただし、下欄の特定（産業別）最低賃金が適用される者は除きます。

●特定（産業別）最低賃金 特定（産業別）最低賃金は、現在審議中であり、改正決定がされていません。

最低賃金の件名	最低賃金額 (1時間)	効力発生年月日
塗料製造業	843円	平成19年12月20日
鉄鋼業	830円	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	799円	
ボイラ・原動機、建設機械・鉱山機械、金属加工機械、一般産業用機械・装置製造業	824円	
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	813円	
輸送用機械器具製造業	818円	
自動車小売業	815円	

#### ● 特定（産業別）最低賃金適用除外者

（次のいずれかに該当する者は上記地域別最低賃金が適用されます）

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇い入れ後6ヶ月未満（ただし、自動車小売業については3ヶ月未満）の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ④ 非鉄金属、同合金圧延業、電線・ケーブル製造業及び電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金については、①、②、③に加え、次に掲げる業務に主として従事する者も適用除外されます。  
イ 手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて行う巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務
- ⑤ 塗料製造業については、①、②に加え、次に掲げる業務に主として従事する者も適用除外されます。  
イ 清掃、片付けの業務 ロ ラベルはりの業務  
ハ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務

## 街頭労働相談会

職場で困っていることありませんか？  
解雇、賃金不払い、セクハラ、年金などの  
相談に無料で応じます。

お気軽にお立ち寄りください。

労働関係の資料も無料配布します。

鎌倉市・横須賀三浦地域県政総合センター  
社会保険労務士会藤沢支部の共催です。

日 時：平成 20 年 10 月 29 日（水）  
午後 1 時～7 時

場 所：大船ルミネウイング  
3F 正面入り横

相談員：社会保険労務士・県職員

## 障害者合同面接会

ハローワーク戸塚・藤沢合同で、仕事を探して  
いる障害者の方と企業の面接会を開催します。

参加希望者は事前にハローワークにお申込みく  
ださい。当日は、身体障害者手帳、療育手帳、精  
神保健福祉手帳とそのコピー及び履歴書（複数）  
をお持ちください。障害は、症状が安定し、就労  
が可能な状態にある方に限ります。

日 時：平成 20 年 10 月 8 日（水）午後 1 時～4 時  
場 所：秩父宮記念体育館（藤沢市鵠沼東 8-2）

※車でご来場の場合は奥田公園の駐車場（有料）をご利用  
ください。

**申込み**：ハローワーク藤沢 ☎0466-23-8609

### 平成 20 年度（第 59 回）全国労働衛生週間

#### 「あなたが主役 明るい職場と健康づくり」

全国労働衛生週間は、10 月 1 日から 10 月 7 日までを本週間として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るものです。

昨年の業務上疾病による被災者は 8, 684 人であり、長期的には減少していますが、腰痛については近年増加傾向にあります。また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成 19 年は 49. 9%に上っています。さらに、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事案が増加しています。

労働者の健康確保対策が事業場において着実に実施されるために、経営トップや事業場のトップが自らの職責について認識し、産業医などの産業保健スタッフが中核となり、労働者の意見を反映させながら対策を展開していくことが重要です。また、労働者自身も健康管理の活動に参加し、積極的に健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

厚生労働省HP：<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/07/h0708-1.html>

平成 20 年度  
親のための

ニート・フリーターの就職支援相談  
～子どもを理解して支えるために～

参加費無料

日 時：平成 20 年 10 月 26 日（日）午前 10 時～午後 4 時（正午～午後 1 時休憩）  
1 人（組）50 分。予約制

相談員：キャリアカウンセラー

場 所：レイ・ウェル鎌倉（車でのご来場はご遠慮ください）

申込み：開催日の 2 日前までに電話で勤労者福祉担当（☎0467-47-1771）へ。（先着順）

## 八都県市 仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）

### 推進キャンペーン月間

「変えてみよう働き方～パパ！子育てしてますか？」



11月がキャンペーン月間として設定されています。定時退社・定時退庁に取組みましょう。

【問い合わせ先】神奈川県商工労働部労政福祉課 ☎045-210-5744

## 「労働動態調査」にご協力をお願いします

勤労者福祉担当では、市内の事業所に働く勤労者の実態を明らかにし、行政上の基礎資料を得るとともに、市内勤労者の労務改善の参考資料となることを目的として、毎年10月1日現在で、「労働動態調査」を実施しています。

無作為に抽出した約800事業所を対象に11月中旬に調査票をお送りし、記入・返送をお願いします。調査対象となりました事業所におかれましては、ご協力をお願いいたします。

なお、昨年（平成28年度）の調査結果は、『鎌倉市の労働事情 平成28年度』として、支所等で配布しました。また、市のホームページにも掲載しています。

【問い合わせ先】市民活動課勤労者福祉担当 ☎0467-47-1771

## ゆうゆう鎌倉のご案内

社団法人鎌倉市勤労者福祉サービスセンター（ゆうゆう鎌倉）は、市内の中小企業で働く方々とその家族の皆さんの福利厚生を充実するため、様々な事業を行っています。

- 給** 付金…結婚祝金、入学祝金、休業見舞金などの慶弔金給付金制度
- 助** 成金…宿泊旅行助成 4,000円、ゴルフ等のスポーツ施設利用助成金 2,000円など、会員の余暇活動をサポート
- 貸** 付あっせん…医療費、冠婚葬祭費その他不時の出費のための融資の斡旋
- 健** 康維持増進…人間ドックの割引受検、人間ドック受検助成金、スポーツクラブの割引利用
- 自** 己啓発…趣味・教養やビジネス系スキルアップなど各種講座の開催、通信教育の割引受講
- 余** 暇活動…コンサートやお芝居、スポーツ観戦チケットの廉価あっせん、バスツアー開催、携帯レジャー施設（ディズニーリゾート他）の割引利用

**入会金は無料**

**会費はお1人、月500円**

【問い合わせ先】社鎌倉市勤労者福祉サービスセンター ☎47-1771、47-1294（直通）

<http://www.fsk-inc.co.jp/yuyu/>